

医療事故情報収集等事業 概要

1. 事業の目的

報告義務対象医療機関並びに参加登録申請医療機関から報告された医療事故情報等を、収集、分析し提供することにより、広く医療機関が医療安全対策に有用な情報を共有するとともに、国民に対して情報を提供することを通じて、医療安全対策の一層の推進を図ることを目的としております。

2. 対象医療機関

対象医療機関は、次に掲げる報告義務対象医療機関と参加登録申請医療機関です。

1) 報告義務医療機関 272 機関（平成20年12月31日現在）

- ①国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所
- ②独立行政法人国立病院機構の開設する病院
- ③学校教育法に基づく大学の付属施設である病院（病院分院を除く）
- ④特定機能病院

2) 参加登録申請医療機関 283 機関（平成20年12月31日現在）

報告義務対象医療機関以外で参加を希望する医療機関は、必要事項の登録を経て参加することができます。

3. 事業参加登録の手続き

「医療事故情報収集等事業参加申請書」（別添2）に必要事項を記載し捺印の上、当事業部へ郵送で申請することにより事業参加の登録が行えます。

4. 報告対象となる医療事故情報

報告の対象となる医療事故情報は以下の通りです。

以下1)～3)に該当する事例が発生した場合、全事例ご報告をお願いします。

- 1) 誤った医療又は管理を行ったことが明らかであり、その行った医療又は管理に起因して、患者が死亡し、若しくは患者に心身の障害が残った事例又は予期しなかった、若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を要した事例。
- 2) 誤った医療又は管理を行ったことは明らかでないが、行った医療又は管理に起因して、患者が死亡し、若しくは患者に心身の障害が残った事例又は予期しなかった、若しくは予期していたものを上回る処置その他の治療を要した事例（行った医療又は管理に起因すると疑われるものを含み、当該事例の発生を予期しなかったものに限る）。
- 3) 1)及び2)に掲げるもののほか、医療機関内における医療事故の発生の予防及び再発の防止に資する事例。

5. 報告方法及び報告期日

インターネット回線（S S L暗号化通信方式）を通じ、W e b上の専用報告画面を用いて報告を行います。報告義務対象医療機関並びに参加登録申請医療機関において報告の範囲に該当する医療事故が発生した場合には、当該事故が発生した日もしくは事故の発生を認識した日から原則として二週間以内に、報告を行ってください。

6. 収集・分析結果の公表

報告された情報は、医療事故防止事業部において専門家が分析を行い、報告書、年報及び医療安全情報として取りまとめ、医療機関、国民、行政に対して広く公表いたします。

7. その他

当事業の詳細につきましては、当機構のホームページ (<http://jcqhc.or.jp/html/accident.htm#med-safe>) に掲載いたしております「医療事故情報収集等事業要綱」をご参照ください。